

# 「自動車登録等適正化推進運動」を実施中

## 変更・移転手続きの早期実施を呼びかけ OSS申請によりオンラインでも手続きが可能

### 自動車登録等適正化推進協議会

**日** 本自動車会議所など自動車関係13団体で構成する「自動車登録等適正化推進協議会」(事務局:自動車検査登録情報協会)は、国土交通省、総務省、警察庁の協力を得て、自動車ユーザーに対して、自動車の変更・移転手続きを適正に行ってもらうための啓発活動を展開しています。同協議会では、引っ越しによるクルマの変更登録や、所有者の名義変更に伴うクルマの移転登録を周知させるためのリーフレットを作成し、関係機関を通じてユーザーへ配布しており、ホームページや広報紙誌などにも掲載して周知に努めています。

自動車の所有者が住所を変更した場合は「変更登録」の手続きを、所有者の名義を変更した場合は「移転登録」の手続きを、15日以内に行うよう法律(道路運送車両法)で義務付けられており、これを怠ると罰金が課せられることもあります。軽自動車も同様に、住所や名義を変更した場合には、「自動車検査証の記載事項の変更手続き」が必要です。

変更すべき登録内容をそのままにしておくと、リコールの案内や、税金・保険の通知が届かないこともあります。また、これらの通知が以前の住所や所有者に届けられ、トラブルの原因にもなりかねません。さらに、盗難や事故の際、所有者や使用者の確認が遅れるといった支障をきたす恐れなどもあることから、同協議会では、転勤や就職などで人の移動が活発化する3月末から4月初めにかけて、クルマの適切な手続きの周知徹底を図っています。

リーフレットは市区町村、警察署、運転免許センターなどの窓口で配布されており、裏面には全国の問い合わせ先電話番号の一覧が掲載されています。詳細は同協議会事務局を務める自動車検査登録情報協会のホームページにも掲載されています。また、自動車登録手続きと、税の納付・車庫証明の取得を、オンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続のワンストップサービス」(OSS)

**クルマの手続きを忘れずに!!**

**所有者が変わったとき** **移転登録** が必要!

**引越したとき** **変更登録** が必要!

所有者を変更したときは**移転登録**が必要です。  
詳しい手続きは国土交通省HPを確認!  
<https://www.jidoushaturouku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

引越したときは**変更登録**が必要です。  
詳しい手続きは国土交通省HPを確認!  
<https://www.jidoushaturouku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>

**引越しOSSとは**

- 個人が引越しの際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する!
- ※引越しに伴い、所有者本人が変更登録申請をマイナンバーカードを用いてOSSにより行う手続きが対象
- [https://www.mlit.go.jp/report/press/jidousha06\\_hh\\_000125.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidousha06_hh_000125.html)

**ワンストップサービス(OSS)とは**

- 自動車登録手続と税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」でも手続きすることができます。
- 詳しい手続きはこちらから <https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>
- ※OSS申請にはマイナンバーカード対応のICカードリーダーが必要になります。

※軽自動車の場合は、軽自動車検査協会事務所で手続きが必要です。

**ご注意!**

手続を行わないと以下のような支障が生じる恐れがあります。

- リコール案内(車の欠陥に関する重要な通知)、税金や保険のお知らせが届かない。
- これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因に…
- 盗難や事故の際に所有者や使用者の確認が遅れる。
- 罰金刑に処される場合もある。

※お電話でのお問い合わせは裏面をご覧ください。  
※登録自動車・軽自動車の保管場所(車庫)を変更したときは、最寄りの警察署へお問い合わせください。  
※「自動車税」及び「軽自動車税(環境性能割)」は所在する都道府県の窓口へ、「軽自動車税(種別割)」は所在する市区町村の窓口へお問い合わせください。

自動車登録等適正化推進協議会 一般社団法人日本自動車工業会 / 一般社団法人日本自動車販売協会連合会 / 一般社団法人日本自動車整備協会連合会 / 一般社団法人全国自動車修理協議会 / 一般社団法人日本中古車販売協会連合会 / 一般社団法人全国車検代行協会 / 一般社団法人全国自動車検査協会連合会 / 一般社団法人日本自動車輸入組合 / 一般社団法人日本自動車流通協会 / 一般社団法人日本自動車検査登録情報協会

協力 国土交通省

でも手続きすることができます。OSS申請には、マイナンバーカード対応のICカードリーダーが必要とのことです。

なお、住所変更に伴い自動車のナンバーが変わる際には、ご当地ナンバープレートの取り付けや、ナンバープレートに希望する番号をつけることもできます。

関連アドレスは次のとおりです。

■自動車検査登録情報協会ホームページ

<http://www.airia.or.jp/campaign/>

■OSSポータルサイト

<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>